

6. 運転免許証・車検・パスポート関係

Q6-1：運転免許証の変更は、守山警察署だけでしかできないのですか？

A6-1 運転免許証の処理がすべてコンピュータ化されたため、住所変更の手続きは守山警察署だけでなく、愛知県内すべての警察署、愛知県運転免許試験場、5 幹部交番で変更手続きが可能となっています。

免許証と「新住所通知書」または「住所変更証明書」をお持ちになってご自身で手続きをお願いします。なお、本籍も変更になった場合、その方の「新本籍通知書」または「本籍変更証明書」も必要となりますのでご注意ください。

(参考) 市内警察署、愛知県運転免許試験場等の受付時間

内 容	曜 日	愛知県運転免許試験場	44 警察署（中部空港警察署を除く）及び 5 幹部交番
住所・本籍の変更	月～金曜日	8 時 45 分～17 時 30 分	8 時 45 分～17 時 00 分
	土曜日	受付していません	
	日曜日	8 時 30 分～12 時 00 分	受付していません
		12 時 45 分～17 時 15 分	

お近くの警察署、幹部交番及び愛知県運転免許試験場

守山警察署 名古屋市守山区脇田町 401 電話 052-798-0110

春日井警察署 春日井市八田町 2-43-1 電話 0568-56-0110

高蔵寺幹部交番 春日井市中央台 2 丁目 1 番地の 8 直通無し (0568-56-0110)

愛知県警察運転免許試験場 (平針運転免許試験場)

名古屋市天白区平針南 3 丁目 605 052-800-1351 0570-03-2555 (24 時間対応・ナビダイヤル)

Q6-2：運転免許証の住所変更の手続きは、本人以外のものができますか？

A6-2 委任状によって、代理人による申請を行うことができますので、家族のどなたかが代わりに住所変更の手続きができます。なお、このほかに住所変更される①すべての方の運転免許証と②「新住所通知書」又は「住所変更証明書」、そして③代理人の方の本人確認書類も必要となりますので、ご注意ください。

委任状の様式は、既定の様式はありませんが、下記からダウンロードして使用することができます。

委任状様式

<https://www.pref.aichi.jp/police/menkyo/tetsuzuki/kihen/images/kihenininnjyou2.pdf>

Q6-3：自動車検査証・軽自動車届出済証の住所変更の手続きはどこでできますか？

A6-3 普通自動車、小型自動車、小型二輪（排気量 251 cc以上）、軽二輪（排気量 126～250 cc）については、中部運輸局愛知運輸支局で、三輪、四輪の軽自動車については、軽自動車検査協会愛知主管事務所で手続きができます。

受付機関	対象車両	住所	受付時間	電話番号
中部運輸局 愛知運輸支局	普通自動車 小型自動車 小型2輪（251cc以上）	〒454-0851 名古屋市北江町1丁目 1-2	8:45～11:45 13:00～16:00	050-5540-2046 (自動音声案内)
	軽2輪(126～250cc)			
軽自動車検査協会愛知県主管事務所	三輪・四輪の軽自動車	〒455-0052 名古屋市港区いろは町2丁目 56番1	8:45～11:45 13:00～16:00	050-3816-1770 (自動音声案内)

※土日祝日、年末年始は業務を行っていません。 ※11:45~13:00は昼休憩で窓口が閉まるので注意して下さい。

※郵送手続きはしていませんので、来所して手続きしていただく必要があります。お時間がかかる場合がありますので時間に余裕をもって来所してください。

※軽自動車検査協会のお問い合わせ電話は、全国対応のオペレータが受け、愛知県主管事務所に転送されるので、長くお待たせすることが予想されます。まずは、軽自動車検査協会ホームページ

(<https://www.keikenkyo.or.jp/form/inquiry.php>)で疑問点をご確認されることをお勧めします。

Q6-4：自動車検査証の住所変更は本人が行かなければいけませんか？

A6-4 ①委任状（中部運輸局）、または②申請依頼書（軽自動車検査協会）を添付することで本人以外の方が代わりに手続きを行うことができます。

中部運輸局または軽自動車検査協会のホームページからそれぞれの様式をダウンロードして、使用することができます

①委任状様式

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/touroku/files/youshiki/3_ininjou.pdf

②申請依頼書様式

https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000163.html#66409

Q6-5：自動車検査証の住所変更は無料ですか？

A6-5 今回の変更については、住所変更証明書又は新住所通知書（写しでも

可)を添付していただくことで無料となります。軽自動車検査協会についてはもとより住所変更の手続きは無料です。また、中部運輸局、軽自動車検査協会それぞれで入手する申請書には購入費はかかりません。

なお、代行業者(ディーラー)等へ手続きの代行を依頼された場合は、報酬等の代行費用が発生しますので、ご注意ください。

Q6-6：車検証の住所変更には、新たな車庫証明書が必要ではないのですか？

A6-6 車検証の住所変更の手続きには、自動車等の保管場所の位置が変わらない場合は、車庫証明書は必要ありません。今回の車検証の変更には、新住所通知書または住所変更証明書(写しでも可)を添付すれば手続きできます。

Q6-7：車検証の住所変更と合わせて自賠責保険の住所変更手続きは必要ではないのですか？

A6-7 自賠責保険(共済)は、原動機付自転車(原付)を含むすべての自動車に加入が義務付けられており、車に付随する保険で、車体番号で管理されています。したがって名義人の住所変更がなくとも、万一交通事故で賠償が必要となれば保険金は下りることになっています。

しかし、保険期限が切れそうになると、通常であれば住所地に保険の更新手続きの案内通知が郵送で届きますが、住所変更手続きをしていなければ案内通知が現住所に届かない可能性がありますので、適当な時期に住所変更手続きをされることをお勧めします。

Q6-8 : パスポートの書き換えは必要ですか？

A6-8 住所はパスポートの記載事項ではないため、訂正申請は不要です。